

Title	國幣中社, 中山神社資料, 藤巻正之編
Sub Title	
Author	武田, 勝藏(Takeda, Katsuzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1924
Jtitle	史学 Vol.3, No.2 (1924. 8) ,p.174(335)- 175(336)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19240800-0174

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ない……」

開演を見合せた「井伊大老の死」——蘇生した井伊劇——これは種々世評のあつた有名な芝居であるが、其の鳶魚氏の劇評は是非一讀の價值がある。

譜語をいふ伊達安藝——帝國劇場の千姫——この二者も劇評であるが、前者の評の終に「疊語劇の科白は指摘するにも容易でない。それに着付や鬚又や道具が時代飛び越し若しくは時代交雜であるが、先づ最急なのは筋の夢幻的なを匡正することであらう。」

又後者の序幕千代田城紅葉山花見場に於て「全體紅葉山は何時築造されたのであるか、その答按で直ぐに此の場が壊れる。千姫様の頃には未だ紅葉山は出來て居ない、……女儀は御台所でも紅葉山参詣を許されなかつた程、神聖嚴重な地域になつて居た」。記してある。以上の諸評中には自分も同感の處が多い。

貸本屋ミ御家騒動——蜂須賀家に關する阿淡夢物語の例を引いて、幕府の處分に依つて始めて話の種子を撇くのではなく、苟くも世間の視聽を惹くやうなことがあれば、大急ぎで寫本を製造したく、新しい話の供給に勉めたがは實に今人の意料の外である。」
貸本屋講談師の迅速な事に就いて記してある。

大奥の煤掃——綿繪で見る様な頓興なもので無く、又千代田の大奥や、徳川の大奥や、大奥の女中の記す様なもので無い事を證するため一老女からの實談を記述したものある。

以上は本書の大要であるが、要するに鳶魚氏獨特の筆法を以て、江戸時代の大名生活を記述したものであるから、同時代の研究者は勿論観劇に興味を持つ人に必讀を勧むるのである。

(大正十三年正月七日 武田勝藏記)

中國幣 中山神社資料（藤巻正之編）

本書は岡山縣（美作國）苦田郡一宮村大字一宮字長良嶽に鎮座する、美作國一宮たりし中山神社の資料を文書記録等より蒐集したものにして、附錄を加へて約七百頁、外に十數の寫眞繪圖等を挿み、當社の宮司藤巻正之氏の大正四年御即位奉祝記念の爲め且つ大正十一年本殿修理落成記念の爲めに編纂せられたるものである。

この本文に收むる處のものは、當社の所在、社名、祭神、鎮座神體、社傳沿革、社殿構造、社地、神階、社格、社領、祭祀、奉幣、祈請、神異、寄進、寶物、攝社、神職及荷前祭主附社僧、氏子及講社、名所附詩歌、雜載にして、附錄は大正十一年四月本殿修理竣工に關する「大正營繕記録」である。次に本書に據りて當社の大要を錄し参考に供する事とする。

當社は美作國の一宮にして、苦田郡一宮村に鎮座し、中山大神宮、中山大明神とも稱し、祭神は金山彦命に座す、されど古來大已貴命、鏡作尊、石凝姥尊即鏡作尊、石凝姥命、天糠戸命鏡作尊鏡作尊即金山彦命、吉備武彦命、天鏡尊、中山祇神等の諸說あるも社傳に據れば、鏡作命を主神とし、大已貴命、邇々杵を配祀する

云ふのである。この祭神に就いては、これ迄各宮司が其の訂正を屢々其筋に請願して居るのである。鎮座の年は社傳に據れば、主神は慶雲三年・相殿の神は更に古く、御神體は凡て木像にして主神の御體は童形彩色、配祀二神は半身白木造といふ。社殿は現今完備し、殊に本殿は永正八年及び天正二年の兩炎上の後ち、永祿二年尼子晴久の再建したるものにして、其後數次の修補を加へられ、大正三年には特別保護建造物に指定せられたものである。

神階は貞觀十七年四月に正三位に陞り、爾後正一位に進みたりといひ、社格は貞觀六年八月初めて官社に列せられ、延喜制には名神大社となり、後世には一宮と稱し、明治四年六月國幣中社に列せられ、國人の崇敬厚き事は記す迄も無い。社領は近世にてば文祿四年浮田秀家、慶長六年小早川秀秋各拾石を寄進し、慶長九年領主森忠政は十石の社領、寛永十二年には森長繼亦拾石の社領を寄進して居る。然し元祿十年森氏の領地沒收となりてよりは藏米を以てこれに代へ、松平氏此地の領主となるに及んでは、僅に稟米拾五石に減少したのである。祭祀は近世に於ては、春祭、夏祭(根本祭)、御田植祭、秋祭、冬祭(御柱祭)を大祀とし、神鹿祭、七日祭、七日注連の如きものを小祀として行ひ、又九月九日の本宮攝末社の神輿渡御の神事は頗る盛觀を極めたと云ふも、殆んど廢絶に傾き、たゞ根本祭、御柱祭の如きものゝ昔日の餘影を保ち、現今にては却つて七社併合祭、和銅分國記念祭の如き臨時祭のみ益々盛大となるに至つた。奉幣は寛仁元年十月一代一度の大奉幣の事記録見るの外さしたる事なかりしが如く、祈請をしては永祿

十二年毛利元就九州出陣の節勝軍を祈願したる事がある。攝末社にありては、古來山上山下に一百十二神の末社ありと云ふも、永正八年炎上後荒廢し、これを本社内陣に勧請して、總神殿と稱し爾來復舊する事無く、現今にては國司神社以下五社を存するのみである。又本社の祠官は、もと神主、別當、神人、社人、荷前祭主、社僧等二百八十餘人に及んで居り、社僧は真應寺と稱し、社領の内二十石を領して居つたとの事である。

以上は當社の大要であるが、本書の神社研究者の好参考書たるは記す迄も無く、猶編者藤巻宮司の公務多端の折に、かく多くの書籍を涉獵し、史料を蒐集して公にせられたる勞は、謝すべきである。

(大正十三年正月三十日 武田勝藏)

神戸市史 資料一 (神戸市役所編纂發行)

本書は全三卷の第一卷にして中世及び近世の兵庫關係史料を収録したものにして、其の凡例中に左の如く記してある。

一本卷收むる中世及び近世の兵庫關係史料は大部分未刊に屬するものにして、近世史料に在りては文書のみを採録せり、古代の兵庫關係史料には既刊のもの多きが故に茲に収録せず。

本書は「中世の兵庫及び附近に關する資料(文書)」と「近世の兵庫及び附近に關する資料(文書)」との二に分かれ、前者中に収められるものは、即ち

看聞日記、康富記、教言卿記、滿濟准后日記、薩涼軒日錄、大乘院寺社雜事記、大乘院記錄、大乘院日記目錄、大乘院寺訴引付